

3. 障がい者(児)の福祉（障がい福祉課）

本市では、障害者総合支援法に基づく居宅介護や就労移行支援などの障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の給付などのほか、市町村の実施する相談支援事業・地域活動支援センターなどの地域生活支援事業を実施しています。また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に係る業務、特別障害者手当等給付事業、重度心身障がい者医療費等助成事業などを実施し、障がいのある市民が、地域で、一人ひとりの状況に応じ、自立して生活ができるような支援を行っています。

① 身体障がい者について【給付1G】

身体障害者福祉法（昭和24年制定）においては、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、もって身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的としています。本市における身体障害者手帳交付者数は平成31年3月31日現在、14,351人です。

② 知的障がい者について【給付1G】

知的障害者福祉法（昭和35年制定）においては、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的としています。本市における療育手帳交付者数は平成31年3月31日現在、3,088人です。

③ 精神障がい者について【給付1G】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年制定、平成7年法律名変更）においては、精神障がい者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。本市における精神障害者保健福祉手帳交付者数は平成31年3月31日現在、5,728人とです。

④ 発達障がい者について

平成16年12月「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいの定義及び国及び地方公共団体の責務、発達支援や就労支援等、様々な発達支援の施策がスタートし、平成28年度に法改正されました。また福祉サービスとしては、平成18年度施行の障害者自立支援法において、運用の中で福祉サービスを提供し、平成23年度の障害者基本法及び障害者自立支援法の改正において、正式に対象者と明記され、さらなる福祉の充実が図られているところです。

1) 自立支援給付

● 障害福祉サービス【支援審査G】

① 訪問系サービス（居宅における生活支援のためのサービス）

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）を対象とし、居宅において食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、掃除、洗濯などの家事援助などの日常生活の支援が受けられます。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象とし、居宅における身体介護や家事援助、外出時の移動支援までの総合的なサービスが受けられます。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有し介護が必要な人を対象とし、外出時の移動に必要な情報提供、移動の支援が受けられます。

(4) 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人を対象とし、行動するとき必要な介助や外出時の移動の支援が受けられます。

(5) 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護者が一時的に介護できない場合などに、短期間施設等へ入所して、食事介助や入浴などの支援が受けられます。

(6) 重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人の中でも介護の必要性の度合いがとて高いと認められた人を対象とし、居宅介護など複数の障害福祉サービスが包括的に受けられます。

(7) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム、精神病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、理解力や生活力に不安がある場合、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

② 日中活動系サービス（施設等で日中の活動を支援するためのサービス）

(1) 療養介護

医療が必要な障がい者で、常に介護が必要な人を対象とし、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話などが受けられます。

(2) 生活介護

常に介護を必要とする人を対象とし、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供をします。

(3) 自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練が受けられます。

(4) 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人を対象とし、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練が受けられます。

(5) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業に雇用されることが困難な人を対象とし、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練が受けられます。

(6) 就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）等を経て一般就労した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅への訪問等により連絡調整や指導助言を行います。

③ 居住系サービス（入所施設等で夜間や休日の生活を支援するためのサービス）

(1) 施設入所支援

施設に入所している人を対象とし、安定した日常生活が営めるよう、入浴や排せつ、食事の介護などの支援が受けられます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

日中に就労または就労継続支援などのサービスを利用している人を対象とし、少人数で共同生活を行う住居において、世話人により、住居における相談や日常生活上の援助等の支援が受けられます。

④ 地域相談支援

(1) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している又は精神病院に入院している人を対象とし、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援が受けられます。

(2) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談その他必要な支援が受けられます。

⑤ 計画相談支援

障がい者（児）の心身の状況、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントが受けられます。

平成 27 年 4 月より障害福祉サービスを利用する場合は、原則としてサービス等利用計画の作成が必要となります。

⑥ 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

未就学児を対象とし日常生活に必要な動作の指導や集団生活への適応訓練、その他必要な支援が受けられます。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児童を対象とし、発達支援及び治療が受けられます。

(3) 放課後等デイサービス

就学児を対象として、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援が受けられます。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等での集団生活が出来るように支援が受けられます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

外出が困難な児童に対し居宅を訪問して日常生活における動作指導や知識技能の付与の支援を行います。

【障害福祉サービス利用者人数の推移】

種別 \ 年度	平成29年度		平成30年度	
	延利用者数	月平均利用者数	延利用者数	月平均利用者数
居宅介護	7,976	665	8,810	734
重度訪問介護	884	74	1,086	91
行動援護	393	33	378	32
同行援護	1,771	148	1,790	149
短期入所	1,695	141	1,737	145
療養介護	1,101	92	1,120	93
生活介護	11,306	942	11,600	967
自立訓練（機能訓練）	177	15	126	11
自立訓練（生活訓練）	1,341	112	1,431	119
宿泊型自立訓練	252	21	227	19
就労移行支援	2,806	234	2,340	195
就労移行支援（養成施設）	0	0	0	0
就労継続支援（A型）	3,885	324	4,076	340
就労継続支援（B型）	11,201	933	13,291	1,108
就労定着支援	-	-	164	14
共同生活介護	0	0	0	0
共同生活援助	2,980	248	3,055	255
施設入所支援	5,906	492	5,943	495
地域移行支援	29	2	29	2
地域定着支援	7	1	0	0
合 計	53,710	4,476	57,203	4,767

【計画相談支援利用人数の推移】

種別 \ 年 度	平成 29 年度		平成 30 年度	
	延利用者数	月平均利用者数	延利用者数	月平均利用者数
計画相談支援	8,069	672	9,106	758

【障がい児通所支援利用者人数の推移】

種別 \ 年度	平成29年度		平成30年度	
	利用者数	月平均利用者数	利用者数	月平均利用者数
児童発達支援	4,205	351	5,053	422
医療型児童発達支援	156	13	145	13
放課後等デイサービス	10,687	891	13,733	1,145
保育所等訪問支援	25	2	59	5
合 計	15,073	1,257	18,990	1,585

【障がい児計画相談支援利用人数の推移】

種別 \ 年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
	延利用者数	月平均利用者数	延利用者数	月平均利用者数
計画相談支援	2,339	195	3,334	278

⑦ サービスを利用するための手順

(ア) 相談

ご利用の前に障がい福祉課または相談支援事業所にご相談ください。どのようなサービスを受けられるか、どのような方が対象となるか等、サービス概要について説明いたします。

(イ) 申請

申請用紙に住所、氏名などの必要事項を記入して、障がい福祉課に申請します。その際、障害者手帳等やマイナンバーの分かる書類をお持ちください。

(ウ) 調査

申請すると障がい福祉課の職員により、障がいの状況についての調査が行われます。この調査は全国統一の調査項目が定められ、医師意見書の一部（24項目）を活用しコンピュータで判定されます。

（調査項目について）

心身の状態や、日常生活、行動面に関する質問です。認定調査項目は、80項目です。

(エ) 審査・判定

調査の結果をもとに、審査会で審査・判定が行われ、障害支援区分（サービスの必要程度）が決められます。

※（ア）と（イ）については順番が前後しても構いません。

※児童にあたっては窓口での面談を行っております。お電話等にて事前予約をお願いします。

⑧ 障害支援区分認定及び調査状況

障がい者の心身の状態等により区分1（軽度）から区分6（重度）までの6区分に分かれます。この障害支援区分と介護する人や居宅の状況、本人の意向などにより利用できるサービスの内容や量が決まります。

年度別障害支援区分認定（判定）内訳及び調査件数表

年度 区分の種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護 給 付 費	区分 1	15	15	12	12
	区分 2	137	151	163	131
	区分 3	131	162	198	170
	区分 4	72	116	155	107
	区分 5	93	95	147	97
	区分 6	188	135	153	190
	非該当	0	0	0	0
	小 計（認定数）	636	674	828	707
訓練等給付費		617	637	486	306
合 計（調査件数）		1,253	1,311	1,314	1,013

※就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）等については、障害支援区分の認定がなくてもサービスが受けられます。

● 自立支援医療費【給付1G】

① 更生医療の給付状況

身体に障がいのある方（身体障害者手帳保持者）の更生に必要な医療で、手術等によりその障がいを除去又は軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすることを目的としています。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第59条に規定される指定自立支援医療機関にて行われます。自立支援医療（更生医療）の申請は、原則、事前申請となっています。なお、世帯の課税状況等に応じた一部負担があります。

年度別給付状況

年度 障がい区分		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来
内部障害	腎 臓	644	942	706	980	756	1,044	758	1,055	744	1,054
	心 臓	945	880	878	799	812	716	929	860	480	357
肢 体 不 自 由		20	20	13	12	9	9	26	26	21	19
聴覚・平衡機能障害		1	1	2	2	0	0	2	2	0	0
視 覚 障 害		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害		6	7	8	9	10	11	9	10	10	11
その他		61	116	78	137	88	151	88	144	98	156
計（人）		3,645		3,624		3,606		3,909		2,950	

② 精神通院医療費の給付状況

自立支援医療（精神通院）は在宅の精神に障がいのある方が、精神障がいの治療のため自立支援医療（精神通院）の指定医療機関で外来治療に要した医療費の自己負担分は、世帯の所得水準等に応じた自己負担上限額が設けられています。なお、沖縄県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により自己負担額はありません。

申請は本人又は保護者が市を経由して県知事に対して行います。沖縄県の指定する自立支援医療（精神通院）の指定医療機関にて行われ、有効期間は1年間です。有効期間が過ぎた後も継続して治療を行うことが予定されている場合は、有効期間内に継続手続きを行うことが必要です。

病類別自立支援医療

病 類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
統合失調症	2,838	2,898	2,831	2,851	3,162
心因反応	3	2	3	2	0
気分・感情障害	3,147	3,367	3,444	3,516	4,130
非定型精神病	15	16	14	10	14
中毒性精神病	366	376	362	370	472
脳器質性精神病	844	956	1,024	1,133	1,424
てんかん	731	760	772	788	921
知的障害	65	50	49	59	69
その他	1,040	1,187	1,431	1,549	1,996
合計（人）	9,049	9,612	9,930	10,278	12,188

● 補装具の給付状況【給付2G】

身体に障がいのある方の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするため、障がいの内容や程度に応じ、車椅子・補聴器等の補装具の交付が受けられます。給付種目によっては、沖縄県身体障害者更生相談所の判定が必要な場合があります。また、世帯の課税状況等に応じ、費用の一部を負担していただきます。介護保険で補装具の利用ができる方は、介護保険利用が優先となります。

なお、下記は過去5年間の補装具の主な交付内容と実績状況です。

年度別主な交付内容と実績

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
車椅子	67	115	71	102	74	100	62	112	61	104
電動車椅子	14	49	17	52	10	67	7	62	6	49
補聴器	146	122	140	101	168	112	150	81	154	113
眼鏡	20	1	20	1	21	0	14	2	17	2
その他	261	100	273	72	270	80	225	75	232	87
合計	508	387	521	328	543	359	458	332	470	355

2) 地域生活支援事業

・那覇市障がい者相談支援事業【基幹相談支援G】（事業開始 平成18年10月）

平成30年度的那覇市障がい者相談支援事業は、社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会、社会福祉法人 若竹福祉会、公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会（後述の地域活動支援センターⅠ型として実施）、特定非営利活動法人 わくわくの会、特定医療法人 葦の会 の5法人へ委託し、実施しました。

那覇市障がい者生活支援センターゆいゆい（那覇市社会福祉協議会）・地域生活支援センターEnjoy（若竹福祉会）・精神障がい者地域生活支援センターなんくる（沖縄県精神保健福祉会連合会）・さぼーとせんたー i（わくわくの会）・相談支援事業所ひかり（葦の会）の実施事業所において、専門の相談員を配置し、地域で生活する障がい者等、又はその家族や支援者等からの相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整などを通じて地域生活に必要な支援を行い、併せて、関係機関や地域との連携を図るために活動するなど、障がい者等の自立した生活を推進することを目的に実施しています。

延べ利用者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
那覇市障がい者生活支援センター ゆいゆい	1,109	1,693	1,606	2,057
地域生活支援センター Enjoy	814	639	474	527
さぼーとせんたー i（あい）	1,217	101	503	618
相談支援事業所ひかり			1,055	1,063

※ 精神障がい者地域生活支援センターなんくるの実績は、地域活動支援センターⅠ型（利用状況）参照

・居住サポート事業【基幹相談支援G】（事業開始 平成20年2月）

賃貸契約による一般住宅（民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、家賃債務保証を行う民間の保証会社と委託契約をし、障がい者の民間賃貸住宅への入居の機会の確保及び24時間電話相談サービスにより入居後の安定した居住の継続を図れるよう障がい者の地域生活を支援する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入居支援（受付）	38	32	45	35
入居支援（入居成約）	22	8	21	12
居住継続支援(延) ※()内は新規数	55 (22)	53 (8)	68 (19)	70 (12)

・那覇市ピアサポート事業【基幹相談支援G】（事業開始 平成 29 年 4 月）

障がいのある当事者がピアサポーターとなり、ピア（仲間）の視点で障がい者を支援し、また当事者同士が交流することで、障がい者の自立と社会参加の促進、活動の場の拡充を図ることを目的とした事業です。社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会へ委託し、那覇市障がい者地域生活支援センターゆいゆい内、『ゆいゆい ゆんたく相談室』で実施しています。

	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	86	104
参加者数(延)	285	331

・精神障害者家族相談員紹介事業【基幹相談支援G】（事業開始 平成 18 年度）

精神障がい者の家族（家族相談員）が自らの体験を生かし、本人やその家族への電話・来所相談を行っています。沖縄県精神保健福祉会連合会へ委託し、毎月 第 1～第 4 火・水曜日の 13 時～16 時、精神障がい者地域生活支援センターなんくる内で実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	122	51	60	11	12

・手話通訳者の設置【企画・庶務G】（事業開始 平成 4 年 4 月）

聴覚や言語に障がいのある方のために、手話で対応できる専門の通訳者（2 名）を障がい福祉課窓口を設置しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
通訳件数	1,037	1,039	1,007	974	953

・手話通訳者派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 8 年 1 2 月）

聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、手話通訳者を派遣し、意思の疎通を図っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣件数	312	418	507	647	545

・緊急夜間手話通訳者派遣事業【企画・庶務G】

夜間緊急に聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、手話通訳者を派遣し意思の疎通を図ります。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣件数	0	0	0	1	2

・要約筆記奉仕員派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 19 年 6 月）

聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、要約筆記奉仕員を派遣し、意思の疎通を図っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣件数	4	8	3	4	0

・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 26 年 4 月）

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解ができる者に対し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修すること、また、要約筆記に必要な語彙及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。

・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 26 年 4 月）

盲ろう者のコミュニケーション手段と移動介助についての知識と技術等の講習を行い、通訳・介助員を養成研修する。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ登録者数	9	16	15	8

・専門性の高い意志疎通支援を行う者の派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 26 年 4 月）

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等に参加する場合、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
手話通訳件数	35	35	37	37
要約筆記件数	19	15	18	16

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚に重複して障害のある方に対して、自立と社会参加を図るため、盲ろう者の多様なニーズにこたえる事のできる知識並びに技術を持ったものを派遣する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣件数	1,050	1,209	1,043	1,653

・地域活動支援センター I 型事業【企画・庶務G】（施設名称：那覇市精神障がい者地域生活支援センター）

地域で生活する精神に障がいのある在宅の方々の社会復帰と社会参加の促進を図るため設置された施設です。

平成 14 年度に開所し、平成 17 年度まで「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき実施されてきた精神障害者地域生活支援センターが、障害者自立支援法施行に伴い、平成 18 年 10 月 1 日から、地域活動支援センター I 型として、心の悩み、心の病をかかえ、社会の中で“生きづらさ”を感じながら地域で生活している精神に障がいのある方を支援しています。

(1) 事業の内容

- ・ 障害者相談支援事業 …… 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等
- ・ 地域活動支援センターⅠ型事業 …… 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図る普及啓発 …等

(2) 職員の配置

施設長：1人 相談員：2人（精神保健福祉士：1人） 指導員：2人

(3) 利用時間

開館時間 月～日曜日(年中無休)午前9時～午後7時

(4) 施設の概要

施設名：那覇市精神障がい者地域生活支援センターなんくる

種類：地域活動支援センターⅠ型

所在地：那覇市長田1丁目24番27号第2長田メディカルビル

開設者：那覇市

指定管理者：公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会

開所年月日：平成15年1月6日

(5) 建物その他の設備

構造：鉄筋造2階建 325.48平方メートル

設備：相談室（専用）、静養室（男女別室専用）、談話室（専用）、食堂（専用・調理コーナー含む）、地域交流活動室兼訓練室（専用）、多目的トイレ・シャワー室等

(6) 利用状況

（登録者数 215人）

生活支援事業（延べ利用人数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
憩いの場利用	5,999	6,910	4,198	3,676	4,090
パソコン教室	3,268	4,199	1,809	1,705	1,338

生活相談（延べ利用人数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電話相談	529	585	961	832	1,171
来所相談	140	408	164	213	264
訪問	19	32	64	60	71

その他（延べ利用人数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域交流事業	740	1,036	870	14	14
その他の生活支援	84	91	106	126	88

※地域交流事業は、那覇市精神障がい者地域生活支援センターなんくる以外に、沖縄大学と共同で子どもたちとの交流等を月1～2回行っております。

・ 地域活動支援センターⅡ型事業【企画・庶務G】（施設名称：那覇市障がい者福祉センター）

那覇市障がい者福祉センターは、障がいのある方が、創作的活動、機能訓練などを行うことにより生活の改善及び身体機能の維持向上を図り、自立と社会参加を促進することを目的として設置された施設です。

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年10月1日から、地域活動支援センターⅡ型事業を開始しました。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	7,405	5,272	4,561	4,759	4,949

- (1) 那覇市障がい者福祉センター概要
 所在地 那覇市古島 2-14-4 (TEL 885-9444)
 設置団体 那覇市
 指定管理者 一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会
 開所年月日 昭和58年4月11日
 敷地の面積 2,803.11平方メートル
 建物の面積 595.97平方メートル
 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- (2) 当センターにおける実施事業
 1・地域活動支援センターⅡ型事業
 ①基礎的事業（創作的活動、生産活動の機会の提供等）
 ②機能強化事業（機能訓練、社会適応訓練、入浴等）
 2・障がい者総合支援法規定する生活障がい福祉サービス事業（生活介護）
 3・障がい者に関する各種の相談事業
 4・障がい者に対する機能訓練事業
 5・相談支援事業、等
- (3) 開館時間及び休館日
 開館時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 休館：土曜・日曜・国民の祝日・慰霊の日・年末年始

・地域活動支援センターⅢ型事業【企画・庶務G】

地域活動支援センターⅢ型事業所は、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行っています。本事業は、地域において障がい者に対する援護事業の実績を有し安定した運営が図られている、法人格を有した団体に委託して実施しています。

平成30年度 実施事業所

	名 称	住 所	電 話
1	ふくぎ	田原3-4-1	859-4020
2	なは	古島2-14-4	885-5667
3	ナカヤ	小禄1-4-15	857-7161
4	ハンディーサポートふれんど	牧志3-21-9	862-9567
5	はんたぴあ	繁多川5-17-10	832-2555
6	ふいーど・ぱわー	牧志1-4-6	862-3061
7	まーじ	真地423-3	834-8853
8	ふれあいセンター	楚辺2-28-1	833-9139
9	ソーシャルハウスあごら	松川445-2	885-7274
10	サンブリッジ	安謝1-2-5	995-8965
11	ハーネス	樋川1-30-12	070-5693-7672

・日常生活用具の給付事業【給付2G】（事業開始 昭和49年2月）

在宅の障がいのある方（児）に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの内容や程度に応じ、盲人用時計・入浴補助用具・ネブライザー（吸入器）・手すり等（居宅生活動作補助用具）等の給付が受けられます。世帯の課税状況に応じ、費用の一部を負担していただきます。また、介護保険で利用が可能な方は、介護保険利用が優先となります。

平成30年度の給付状況は、5,211件（内、児童に対する交付が872件）となっています。なお、下記は、過去5年間の日常生活用具の主な給付内容と実績です。

《年度別主な交付内容と交付実績》

() は児童に対する給付

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
盲人用時計	12	18	12	14	14
入浴補助用具	38 (10)	25 (3)	28 (9)	24 (4)	22 (6)
ネブライザー	8 (3)	12 (5)	9 (2)	11 (5)	17 (9)
居宅生活動作補助用具	5	8	4	1	3
ストマ用装具	3, 297	3, 429	3, 407	3, 541	3, 615
その他	1, 475 (791)	1, 422 (700)	1, 552 (849)	1, 544 (882)	1, 540 (857)
合計	4, 835 (804)	4, 914 (708)	5, 012 (860)	5, 135 (891)	5, 211 (872)

・リフト付きバス運行事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 2 年 10 月）

市内に居住する身体に重度な障がいのある方で、既存の路線バスやタクシーを利用することが困難な皆さんを、自宅の玄関から目的地まで安全かつ安心して移送いたします。那覇市社会福祉協議会に委託しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数	2, 644	2, 513	2, 538	2, 201	2, 093

・移動支援事業（ガイドヘルパー）【支援審査G】（事業開始 平成 18 年 10 月）

屋外での移動が困難である障がい児・者について、外出のための支援を行うことにより、障がい児・者の地域での自立生活および社会参加を促すことを目的としています。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
延べ利用者数	1, 798	175	2, 052	201	2, 260	161	2, 224	181

・日中一時支援事業【支援審査G】（事業開始 平成 18 年 10 月）

障がい児・者の家族の一時的な就労支援及び日常的に介護している家族への一時的な休息を目的とし、障がい児・者の日中における活動の場を確保し、施設等において食事介助や入浴などの支援が受けられます。

【移動支援事業・日中一時支援事業延べ利用者数】

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
延べ利用者数	673	439	709	474	714	402	718	383

・那覇市障がい者運動会【企画・庶務G】（事業開始 昭和 39 年度）

スポーツ、レクリエーション活動を通じて障がいのある方の体力増強を図り、交流等により社会参加を促進するために、運動会を開催しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加人数	558	565	608	台風により中止	516

※ 参加人数は、選手、応援、ボランティア、役員等の数です。

・那覇市障がい者美術展【企画・庶務G】（事業開始 平成14年度）

美術活動を通じて障がいのある方の社会参加の機会を上げるとともに、障がいに対する市民の理解や認識を深めるために、美術展を開催しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入場者及び出品者数	2,138	2,118	1,075	2,167	1,411
出品件数	374	248	321	340	343

・訪問入浴サービス事業【支援審査G】

自力、あるいは家族のみでは入浴することができない心身に重度な障がいのある方に対して定期的に身体障がい者が入浴するのに適した浴槽を運搬し、又は移動入浴車が巡回し、入浴サービスを行います。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	2	2	1	1	1
利用件数	154	125	103	103	100

・点字・声の広報等発行事業

視覚に障がいのある方のために、市広報紙である「市民の友」の点字版と音訳版(カセットテープ)を発行しています。市民の友のほか、重度心身医療費助成受給者証も、点字印刷により発行しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市民の友 (点字印刷)	1,680	1,680	1,680	1,560	1,560
市民の友 (カセットテープ)	1,902	1,865	1,717	2,005	928
市民の友 (CD)	-	-	-	-	28
重度心身医療費 助成受給者証	450	459	456	456	442

・自動車運転免許取得・改造助成事業【企画・庶務G】（事業開始 平成19年度）

障がいのある方が自動車運転免許の取得に要する費用(以下「免許取得費」という。)の一部及び身体障がい者が利用する自動車の改造に要する費用(以下「改造費」という。)の一部を助成することにより、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業です。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自動車運転免許取得助成	8	8	6	7	8
自動車改造助成業	3	6	6	4	3

・ボランティア活動支援事業【基幹相談支援G】（事業開始 平成14年度）

精神障がいに対する正しい知識の普及啓発及び社会的理解促進を図り、支援者等の育成をすることを目的として、以下のことを実施しています。

ア. こころのボランティア教室

〔主催〕沖縄県精神保健福祉社会連合会

〔対象〕那覇市民

〔内容〕精神障がいに関する講話、プログラムへの参加、当事者・家族体験談等

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加人数	38	12	16	16	12

イ. こころの健康講演会

〔主催〕沖縄県精神保健福祉社会連合会

〔対象〕那覇市民

〔内容〕年1～2回 講演会方式

（精神科医師や精神保健福祉士等による講話、当事者の体験談等）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加人数	38	43	53	26	46

・権利擁護推進事業【基幹相談支援G】（事業名変更 平成29年4月）※旧虐待防止対策支援事業

障がい者虐待及び障がい者の差別解消の推進に対して、未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うために、地域における障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、社会福祉協議会、障害者団体、医療・司法関係者、民生委員等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的とした、障がい者の権利擁護を推進するための事業です。

虐待を受けた障がい者を保護・分離する手段として、緊急一時保護施設を確保しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
緊急一時保護施設 利用者数	1	1	1	1	0

・成年後見制度利用支援事業【基幹相談支援G】（事業開始 平成16年3月）

成年後見制度の利用が有効と認められる精神障がい者及び知的障がい者に対して、当制度の利用を支援することにより障がい者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

また、被後見人等の所得及び資産状況等を勘案して、後見人に対する報酬の助成も行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市長申立件数	0	7	8	4	1
報酬助成件数	5	10	14	13	11

3) その他の事業

・那覇市内の指定障害福祉サービス事業者の指定【企画・庶務G】（事業開始 平成25年4月）

平成25年4月の中核市移行に伴い、那覇市内の指定障害福祉サービス事業者の指定を行っています。

指定障害福祉サービス事業者の指定状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

障がい種別	事業者数
居宅介護	37
重度訪問介護	34
同行援護	22
行動援護	6
療養介護	1
生活介護	19
短期入所	7
施設入所支援	2
自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	11
宿泊型自立訓練	1
就労移行支援（一般型）	26
就労継続支援（A型）	19
就労継続支援（B型）	54
就労定着支援	7
共同生活援助	16
地域移行支援	5
地域定着支援	4
計画相談支援	23

・自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（事業開始 平成 25 年 4 月）【給付 1 G】

平成 25 年 4 月の中核市移行に伴い、自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を行っています。

自立支援医療機関の指定状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

	病院又は診療所	薬局	訪問看護
指定件数	24	143	15

・身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付状況【給付 1 G】

① 身体障害者手帳

身体に障がいのある方は、身体障害者福祉法第 15 条に規定される指定医師の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請することができます。市長は、申請に基づいて審査し、該当する者に身体障害者手帳を交付しています。この手帳で利用できる制度には、自立支援医療（更生医療）の給付、補装具及び日常生活用具の給付、障害福祉サービスの支給、心身障害者扶養共済への加入、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK 受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

身体障害者手帳障害種別交付状況

平成 31 年 3 月 31 日現在

障がい種別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚	352	211	32	49	57	23	724
聴覚・平衡	65	295	138	341	5	510	1,354
音声・言語	16	18	74	51	0	0	159
肢体不自由	1,467	1,580	844	893	415	253	5,452
内 部	2,677	131	1,819	2,034	1	0	6,662
計	4,577	2,235	2,907	3,368	478	786	14,351

身体障害者手帳等級別交付状況

障がい等級	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 級	4, 446	4, 464	4, 473	4, 496	4, 577
2 級	2, 337	2, 312	2, 295	2, 290	2, 235
3 級	3, 008	2, 973	3, 002	3, 016	2, 907
4 級	3, 073	3, 179	3, 322	3, 400	3, 368
5 級	466	475	479	485	478
6 級	699	700	727	752	786
計	14, 029	14, 103	14, 298	14, 439	14, 351

② 療育手帳

知的に障がいのある方(児)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの方に対する各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳を交付し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。療育手帳交付の申請は、知的に障がいのある方(児)又はその保護者が市を経由して県知事に行います。

県知事は、児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定結果に基づき手帳の交付を決定しています。この手帳で利用できる制度には、障害福祉サービスの支給、心身障害者扶養共済への加入、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK 受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃割引等があります。

療育手帳年度別交付状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
A1	236	250	251	280	298
A2	530	539	542	623	659
B1	737	795	809	837	875
B2	1, 096	1, 169	1, 202	1, 231	1, 256
総数	2, 599	2, 753	2, 804	2, 971	3, 088

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(知的障がい者を除く。)のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制限を受ける方は、県知事に対し厚生労働省令で定める書類(診断書又は、障害年金証書の写し等)を添えて精神障害者保健福祉手帳(手帳の表紙は「障害者手帳」と記されています。)の交付を申請することができます。

手帳の申請は、本人又は保護者が市を経由して県知事に対して行います。この手帳で利用できる制度には、障害福祉サービスの支給、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK 受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

精神障害者保健福祉手帳交付状況

障がい等級	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 級	992	1, 030	1, 099	1, 168	1, 181
2 級	2, 909	3, 044	3, 265	3, 320	3, 531
3 級	778	796	869	948	1, 016
合計	4, 679	4, 870	5, 233	5, 436	5, 728

・身体障害者福祉電話設置事業【給付 1 G】（事業開始 昭和 52 年 5 月）

在宅で外出することが困難な重度の身体障がいのある 6 5 歳未満の電話回線を保有しない世帯（非課税世帯）に、福祉電話を設置しています。毎月の助成額は 2, 6 0 0 円で、その額を超過した料金については自己負担となります。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置件数	17	14	14	12	12

・緊急通報システム【給付 1 G】（事業開始 平成 5 年）

6 5 歳未満の重度の身体障がい者等で、緊急時の連絡が必要な方に設置しています。利用者の自宅に緊急通報システム機器（本体）とペンダント式の送信機を設置し、通報センターと結んで緊急協力員の迅速な対応で緊急事態に備えています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数	8	6	6	7	7

・特別障害者手当【給付 1 G】（事業開始 昭和 61 年 4 月）

1) 受給資格

在宅で心身に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳以上の方に支給されます。ただし、施設に入所している場合や病院等に長期入院している方には支給できません。なお、所得による支給制限があります。

2) 手当額

1 人につき月額 27,200 円（平成 31 年 4 月現在）

3) 支給月

年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月）支給

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
月平均受給者件数	381	356	352	352	347

・障害児福祉手当【給付 1 G】（事業開始 昭和 61 年 4 月）

(1) 受給資格

心身に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする在宅もしくは入院中の 20 歳未満の方に支給されます。ただし、施設に入所している場合には支給できません。なお所得による支給制限があります。

(2) 手当額

1 人につき月額 14,790 円（平成 31 年 4 月現在）

(3) 支給月

年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月）支給

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
月平均受給者件数	210	208	203	210	176

・経過的福祉手当【給付 1 G】（事業開始 昭和 61 年 4 月）【給付 1 G】

(1) 受給資格

昭和 61 年 4 月において、従来の福祉手当受給資格者で、特別障害者手当や障害基礎年金を受けていない方に手当が支給されます。ただし、施設入所した場合は支給できず、再申請はできません。また、所得による手当の支給制限があります。

(2) 手当額

1 人につき月額 14,790 円（平成 31 月現在）

(3) 支給月

年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月）支給

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
月平均受給者件数	7	7	8	8	8

・**重度心身障がい者医療費等助成事業【給付2G】（事業開始 昭和52年10月）**

重度心身障がい者医療費等助成事業は、重度心身障がいのある方に対し、医療費等の一部を助成することによって、保健医療の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。なお、所得による資格制限があります。平成30年8月診療分から自動償還方式が開始されました。

＜受給対象者＞下記の（１）～（３）のすべてに該当する方

- （１）那覇市に居住している、または法令の規定により那覇市の区域外にある身体障害者更生援護施設に入所している方
- （２）那覇市国民健康保険など各種健康保険（医療保険）に加入している方
- （３）以下①～⑤のいずれかに該当する方
 - ① 身体障害者手帳１級か２級の方
 - ② 療育手帳Ａ１かＡ２の方
 - ③ 身体障害者手帳３級で、かつ療育手帳Ｂ１の方
 - ④ 特別児童扶養手当１級の支給対象児童で、かつ療育手帳Ｂ１の方
 - ⑤ 国民年金法の障害基礎年金１級の受給者で、かつ療育手帳Ｂ１の方

※生活保護など、すべての医療費の免除を受けている方は該当しません。

※他市町村より決定を受け、当市の障害者（児）施設等に入所されている方は該当しません。

※療育手帳は沖縄県が交付しているものに限りです。

年度別医療費助成受給者数及び助成額

種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数	5,935	5,954	6,079	6,169	6,224
受給件数	66,047	71,612	75,742	80,090	87,449
助成金額（円）	603,345,340	625,329,357	635,325,008	646,886,928	660,643,951

※ 受給件数は、申請書の件数。

・**身体障害者相談員設置事業【基幹相談支援G】（事業開始 平成24年度）**

身体に障がいのある方が安心した地域生活を送れるよう、本人の生活を守り、相談相手となりながら必要な援助を行う身体障害者相談員を設置しています。平成30年度の設置人数は5名です。

・**知的障害者相談員設置事業【基幹相談支援G】（事業開始 平成24年度）**

知的障がいのある方が安心した地域生活を送れるよう、本人の生活を守り、相談相手となりながら必要な援助を行う知的障害者相談員を設置しています。平成30年度の設置人数は6名です。

・**聴覚障がい者相談事業【企画・庶務G】（事業開始 昭和63年11月） 1人**

聴覚に障がいのある方の生活、雇用などの問題について、専門の相談員を配置し、相談を行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	153	213	158	329	529

・**地域活動支援センターⅢ事業所販路拡大支援補助金交付事業【企画・庶務G】**

地域活動支援センターⅢ型事業所の発展と安定化を図ることを目的に、事業所で製造したパンやお菓子及び手工芸品などの商品の販路を拡大するための事業。当該事業の目的を達成するため、地域活動支援センターⅢ型事業所が共同で運営する店舗の家賃について予算の範囲内で補助金を交付しています。

・那覇市障がい者就労支援事業【企画・庶務G】（事業開始 平成19年6月）

障がいのある方が一般就労することにより自立及び社会参加の促進を図ります。

1 業務内容

- (1) 就労に関する相談業務
- (2) 就労支援に関する業務
- (3) ジョブサポーター派遣及び養成研修に関する業務
- (4) その他障がいのある方の就労に関する業務

2 業務形態

事業所と協定を締結し、真和志庁舎2階で実施している。

※ 上記、業務内容(3)のジョブサポーター派遣及び養成研修に関しては委託業務

3 実績内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
求職支援	160件	81件	51件	12件
定着支援	2,198件	2,362件	2,840件	233件
ジョブサポ-タ-登録者数 (総登録者数)	21人 (64人)	11件 (49人)	18人 (58人)	0人 (48人)

※ジョブサポーター総登録者数については、ボランティア個人の事情により辞める(登録抹消)方もいるので、増減がある。

・パーキングパーミット交付事業【企画・庶務G】（平成25年2月実施）

障がいがあり、かつ歩行困難な方に「那覇市身障者用駐車場利用認定証」を交付し、車に掲示してもらうことで、身障者用駐車場の利用が適正であることを示しながら、他の駐車場利用者のマナーやモラルの向上に繋げていくことを目的に実施します。

・ヘルプマーク交付事業【企画・庶務G】（平成30年10月実施）

「ヘルプマーク」は、日常生活や災害時において、援助や配慮を必要としている方々が周囲に知らせることで援助を受けやすくすることを目的に、沖縄県が導入し、各市町村を窓口として希望者へ配布しております。本市では、障がい福祉課窓口の他、那覇市身体障害者福祉センター、那覇市内の地域包括支援センター18か所にて配布しております。

・発達障がい者サポート事業【基幹相談支援G】（事業開始 平成27年4月）

発達障がい者（児）又はそのご家族等からの相談に応じて、必要な情報提供等を行うとともにニーズにあわせた支援を行う事業です。また、保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携して発達障がい者（児）の円滑な社会生活の推進及びそのライフステージにあわせた切れ目のない支援を行っています。

1 事業概要（平成30年度）

(1) 発達障がい者及びその家族等に対する支援

ア 相談支援 1,301回

①電話相談 ②来所相談 ③メール相談 ④訪問相談 ⑤支援会議

イ 保護者支援（家族会の開催等）192人

ウ 同行支援（手続きの同行等）21回

(2) 支援現場におけるトレーニングの企画運営 ①～③の計139回

① ペアレントトレーニング 120回

発達障がい者のご家族へご本人の支援方法に関する研修

② ティーチャーズトレーニング 7回

発達障がい者の支援者へご本人の支援方法に関する研修

③ 学校等支援 12回

保育所、小学校、中学校、企業、福祉事業所等における発達障がい者の支援方法に関する研修や講演会

(3) 発達障がい者に対する就労支援及び本人支援のための講座 863 回

(4) 研修会（県外講師による） 12 回

(5) 発達障がい者本人の日中活動の場の確保 279 回（日）

引きこもりなどの事情から社会にでるための支援として、ご本人が安心して自分が過ごしたいように過ごせる場を確保しています。スタッフが利用者を常に見守り、利用者が安心して心地よい環境となるように居場所を整備しています。

2 実施形態

特別非営利活動法人 わくわくの会 に委託して実施

・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業【給付2G】（平成18年4月実施）

障害者総合支援法等による日常生活用具給付制度の対象とならない在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの内容及び程度に応じ、日常生活用具給付が受けられます。ただし、世帯の収入に応じ費用の一部負担金が発生する場合があります。

・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業【給付2G】（平成28年1月実施）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器装用による言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的として、軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成しています。